

石見美肌旅行商品造成支援事業補助金制度【概要】

◎目的

石見地域へ送客する旅行商品を造成する旅行事業者等に対してその経費の一部を補助することにより、石見地域への観光客の誘致拡大を図ると共に美肌観光の推進することを目的とする。

◎対象事業者

旅行業法第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社

◎交付要件

次の要件をすべて満たす「募集型企画旅行」または「受注型企画旅行」とする。

①以下のⅠまたはⅡの条件を満たすプランであること

Ⅰ 石見地域内の食事提供施設1カ所以上で食事を取り、石見地域内で温泉入浴を行うプラン

Ⅱ 石見地域内の食事提供施設1カ所以上で食事を取り、石見地域内の2市町以上の観光施設等へ立ち寄るプラン

②募集要項等に「ご縁も、美肌も、しまねから。」ロゴマークデザインを使用すること。

③島根県内を出発する旅行は、1団体の構成人数が5名以上、島根県外を出発する旅行は、1団体の構成人数が9名以上であること

④令和2年6月10日以降に出発し、令和3年3月31日までに帰着する旅行であること。

⑤対象とする旅行商品に対し、島根県及び公益社団法人島根県観光連盟が実施する補助金を受けていないこと

◎補助金の額

以下のⅠまたはⅡの条件を満たすプランであること Ⅰ 石見地域内の食事提供施設1カ所以上で食事を取り、石見地域内で温泉入浴を行うプラン Ⅱ 石見地域内の食事提供施設1カ所以上で食事を取り、石見地域内の2市町以上の観光施設等へ立ち寄るプラン	25,000円
--	---------

◎交付の申請

補助を受けようとする者は、事前に補助金交付申請書を提出しなければならない。

◎申請受付

令和3年3月19日（金）まで（補助金額合計が予算額に達し次第受付終了）

◎その他

新型コロナウイルス感染症対策を実施すること。また、保健所からの調査、指導等があった場合には、全面的に協力すること。